

・第**6**編

事故災害等対策編

## 第1章 海上災害対策計画

### 第1節 海難対策計画

全 課

船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

#### 1 災害予防対策

町は、海上保安部等関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 海難発生時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

#### 2 災害応急対策

町は、関係機関と連携を図り、基本的かつ的確な情報収集に努め、人命救助を第一に必要な応急対策を講ずる。

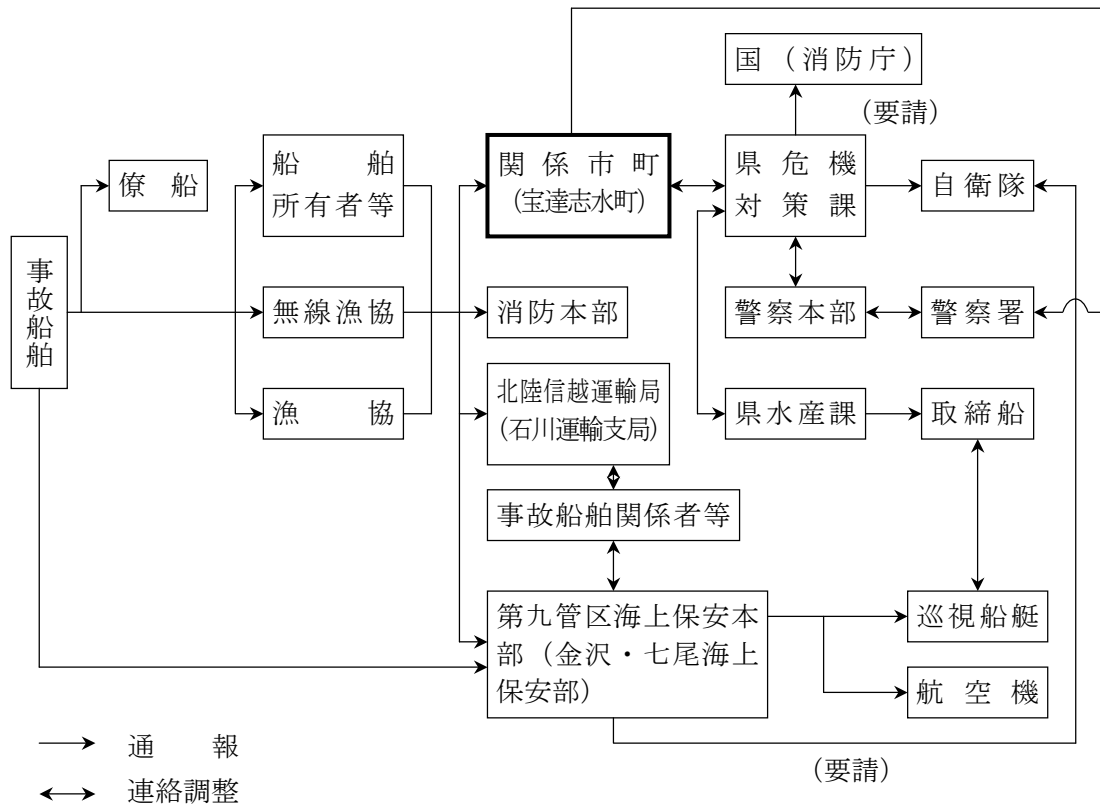
##### (1) 情報通信

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報の実施

海難発生時の広報は、第2編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
  - (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
  - (オ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制の確立
- 町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。
- (4) 搜索活動
- 海難船舶の搜索活動は、関係機関が密接に協力の上、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。町はこれに協力する。
- (5) 救助・救急活動
- 海難発生時における救助・救急活動については、第2編第2章第14節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。
- ア 遭難船舶を認知したときは、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、現場に臨み、救護措置を行う。
- イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。
- (6) 医療救護活動
- 海難発生時における医療救護活動については、第2編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。
- (7) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等
- 海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等については、町及び各関係機関が、法令の定めるところによるほか海上保安部と連携、協力し、第2編第2章第14節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより実施する。
- (8) 交通規制の実施
- 海難発生時における交通規制については、第2編第2章第17節「交通確保対策」の定めるところにより実施する。
- (9) 自衛隊派遣要請
- 海難発生時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。
- (10) 広域応援要請
- 海難の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

## 第2節 流出油等防除対策計画

全 課

タンカー等船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

また、流出油防除措置については、本計画に定めるところによるほか、「石川県油流出事故等災害対応要綱（平成9年12月3日）」（以下、「油流出要綱」という。）により実施する。

### 1 災害予防対策

町は、関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防措置を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部と連携し、消防艇、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者、漁業協同組合等に対して、荷役について次の事項を指導する。
  - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督の下に行うこと。
  - イ 消火器具の配備
  - ウ 油流出事故の予防対策の実施及び化学消火薬剤等の配備
  - エ 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底
- (8) 船舶の危険物積載の状況など、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を、海上保安部等関係機関と相互に交換する。

### 2 災害応急対策

海上における油流出等の災害が発生した場合は、乗客・乗員の安全確保を第一に、環境への影響を最小限におさえるため、特に以下の点に留意しながら関係機関と協力し必要な応急対策を講ずる。

#### (1) 情報通信の実施

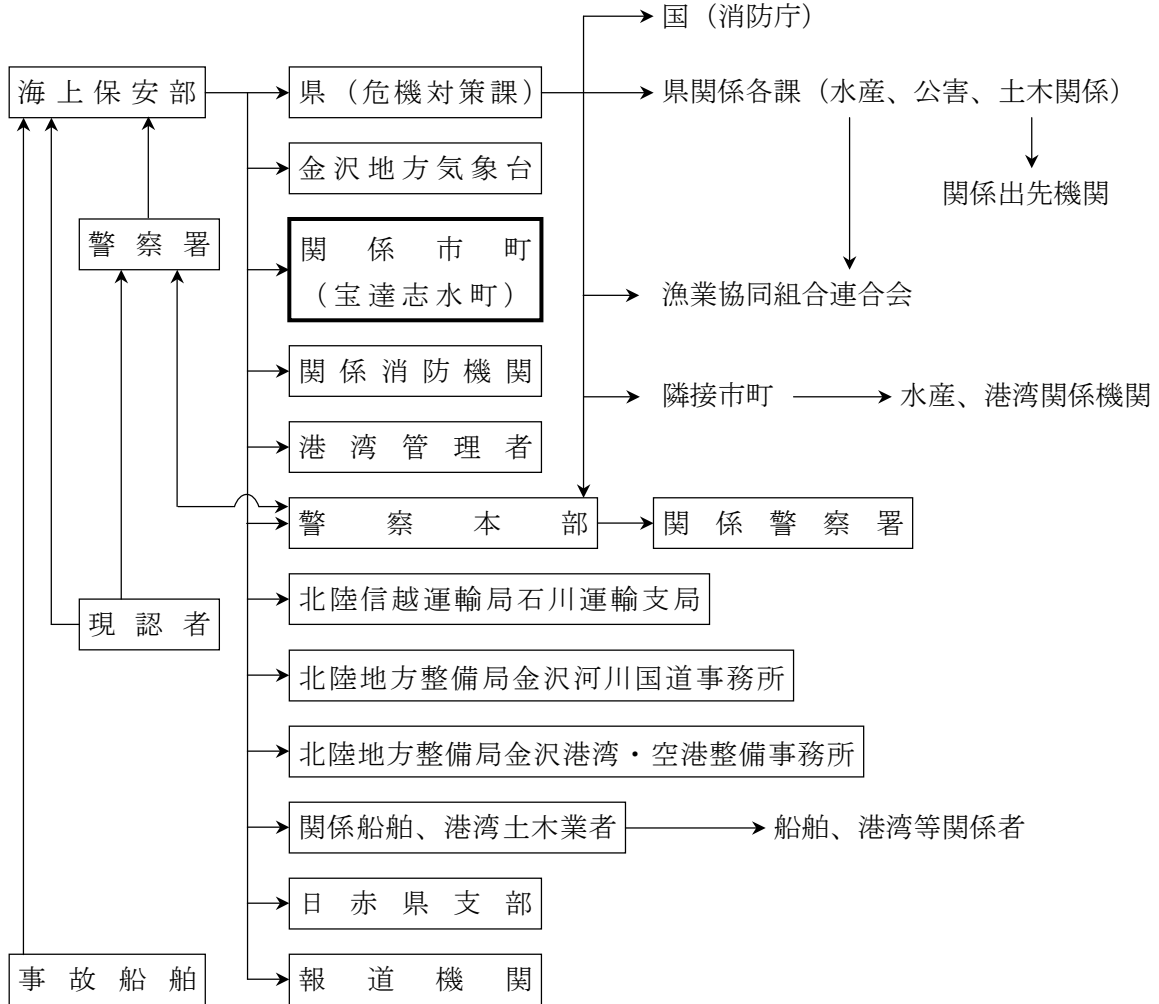
油等の大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等

は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報の実施

油等大量流出事故災害時の広報は、第2編第2章第7節「災害広報」の定めるところにより実施する。その際町は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について航行船舶、旅客及び住民等への広報を実施する。

- ア 油等大量流出事故災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧の見通し
- エ 避難の必要性など地域に与える影響
- オ その他必要な事項

(3) 応急活動体制の確立

油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、流出油等による被害の軽減に努める。

(5) 消火活動

流出油等の海上火災発生時には、火災状況等の情報収集に努め、海上保安部の消火活動に協力する。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、第2編第2章第10節「避難誘導等」の定めるところにより、避難措置を実施する。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、第2編第2章第17節「交通確保対策」の定めるところにより実施する。

(8) 自衛隊派遣要請

油流出事故災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

(9) 広域応援要請

流出油等事故災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

(10) 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、第2編第2章第28節「ボランティア活動の支援」の定めるところにより実施する。

## 第2章 航空災害対策計画

### 第1節 災害予防対策

環境安全課

航空機の墜落等発生時における情報通信手段の整備等について定める。

#### 1 情報通信手段の整備

- (1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備に努める。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に空港管理事務所等、他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

#### 2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。



**第2節 災害応急対策**

全 課

航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害を伴う。現場が山間地であれば救助・救急作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、町、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

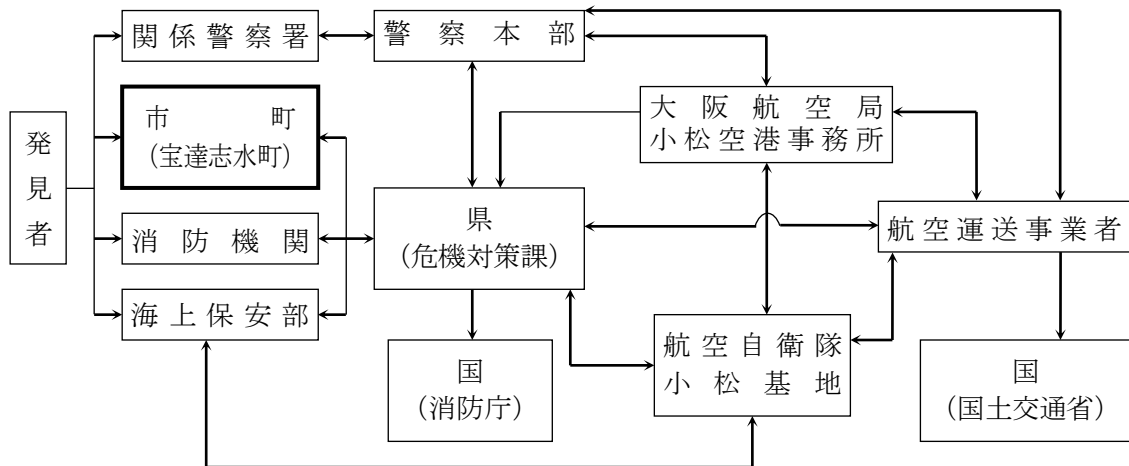
**1 情報通信の実施**

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

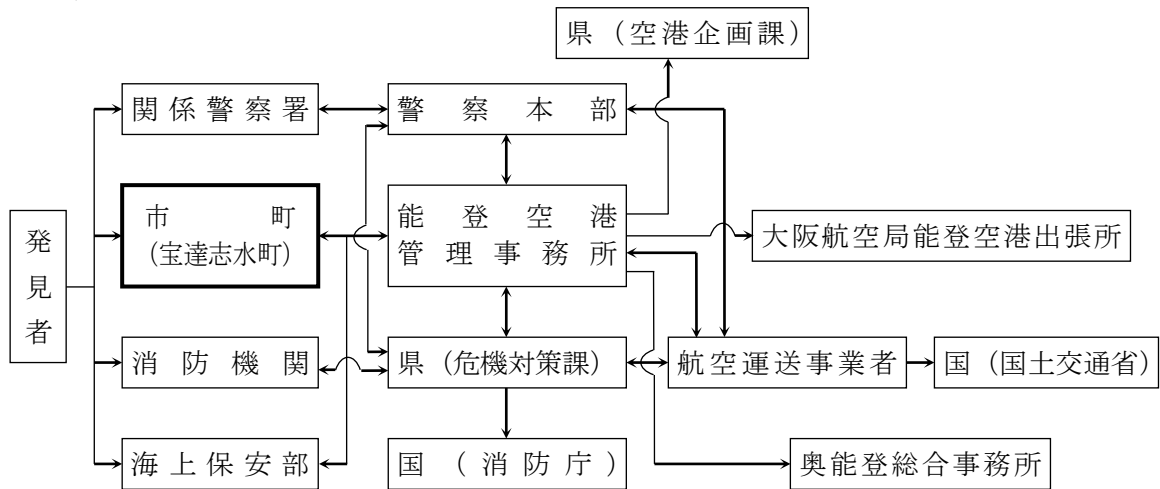
(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア 小松空港



イ 能登空港



(2) 実施事項

町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

**2 災害広報の実施**

町は、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

**3 応急活動体制の確立**

町は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同本部等を設置し、災害応急対策を行う。

**4 搜索活動**

町は、各関係機関と相互に連携して、ヘリコプターなど多様な手段を活用して搜索活動を行う。

**5 救助・救急活動**

航空災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第14節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

## 6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健福祉センター等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

## 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2編第2章第14節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

## 8 交通規制の実施

第2編第2章第17節「交通確保対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

## 9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、第2編第2章第27節「防疫、保健衛生活動」の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。

また、同第29節「し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

## 10 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

## 11 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

## 第3章 鉄道災害対策計画

### 第1節 災害予防対策

環境安全課

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るための予防対策を実施する。

#### 1 情報通信手段の整備

- (1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備に努める。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に県の危機対策課等、他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

#### 2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

**第2節 災害応急対策**

全 課

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、町は、県、国及び関係機関相互との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

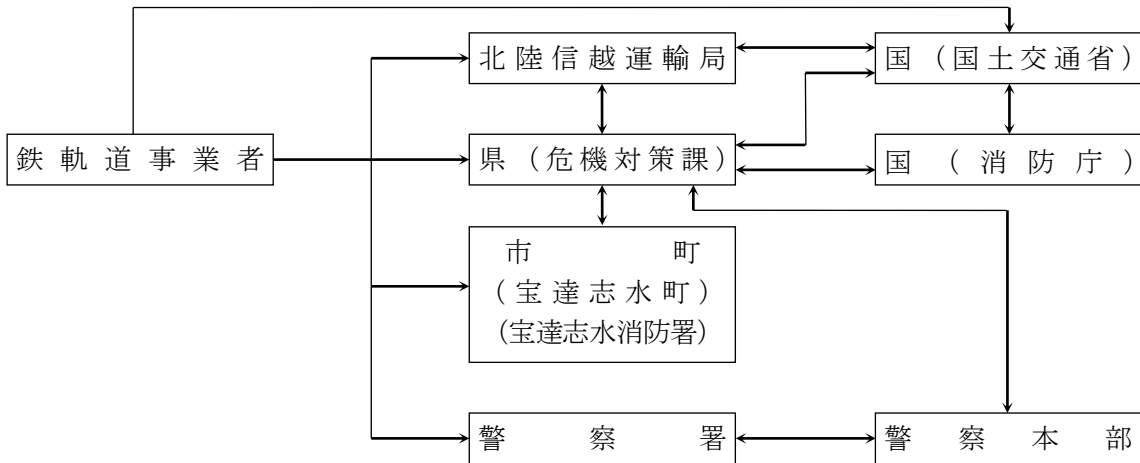
**1 情報通信の実施**

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

**2 災害広報の実施**

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

- エ 町の応急対策に関する情報
  - オ その他必要な事項
- (2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 3 応急活動体制の確立

町は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同本部等を設置し、災害応急対策を行う。

### 4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第14節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

### 5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第2編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

### 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2編第2章第14節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬等を実施する。

### 7 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通確保対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

### 8 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本編第5章「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

### 9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

### 10 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

## 第4章 道路災害対策計画

### 第1節 災害予防対策

環境安全課 地域整備課

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生した場合における情報通信手段の整備等について定める。

#### 1 道路施設の整備

- (1) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努める。
- (2) 道路施設の安全確保のために必要な体制の整備を図り、安全性の高い道路整備を計画的に実施する。
- (3) 災害時に施設、設備の被害状況を迅速に把握し、速やかな応急復旧対策を実施するため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

#### 2 災害応急活動体制等の整備

- (1) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (2) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- (3) 災害の発生後、徹底的な原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

#### 3 情報通信手段の整備

- (1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備に努める。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に県の危機対策課等、他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

#### 4 災害広報体制等の整備

- (1) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (2) 道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及、啓発を行う。

**第2節 災害応急対策**

全 課

大規模な道路災害が発生した場合は、近隣の市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策の実施に努める。

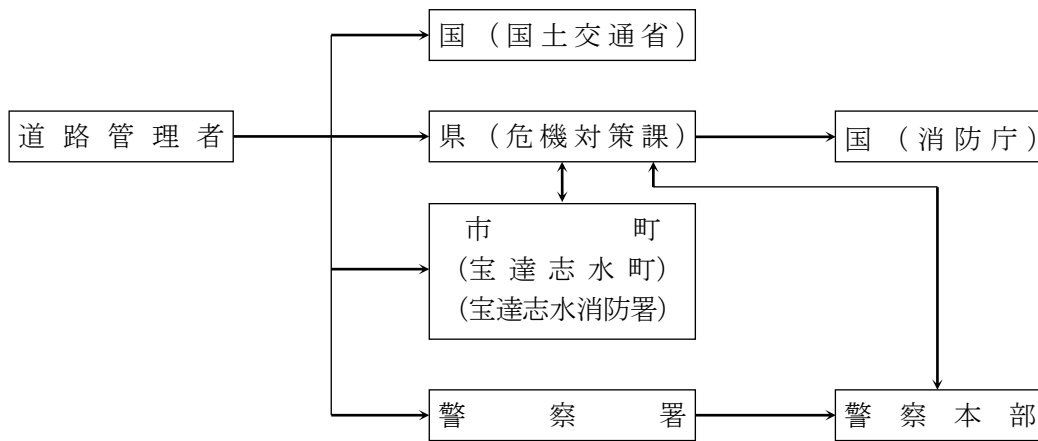
**1 情報通信の実施**

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

**2 災害広報の実施**

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項



(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

**3 応急活動体制の確立**

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同本部等を設置し、災害応急対策を行う。

**4 救助・救急活動**

道路災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第14節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

**5 医療救護活動**

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

**6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等**

第2編第2章第14節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬等を実施する。

**7 交通規制の実施**

道路災害時における交通規制については、第2編第2章第17節「交通確保対策」の定めるところによる。

**8 危険物流出対策**

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本編第5章「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

**9 自衛隊派遣要請**

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

**10 広域応援要請**

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

**11 災害復旧**

(1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮構物の設置等の応急復旧対策を迅速かつ的確に行

- い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を図る。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にする。

## 第5章 危険物等災害対策計画

### 第1節 災害予防対策

環境安全課

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

#### 1 危険物施設等の把握

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。町内の危険物施設等については、資料12-11を参照のこと。

#### 2 情報通信手段の整備

- (1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備に努める。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に県の危機対策課等、他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

#### 3 災害広報体制の整備

町は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

**第2節 災害応急対策**

全 課

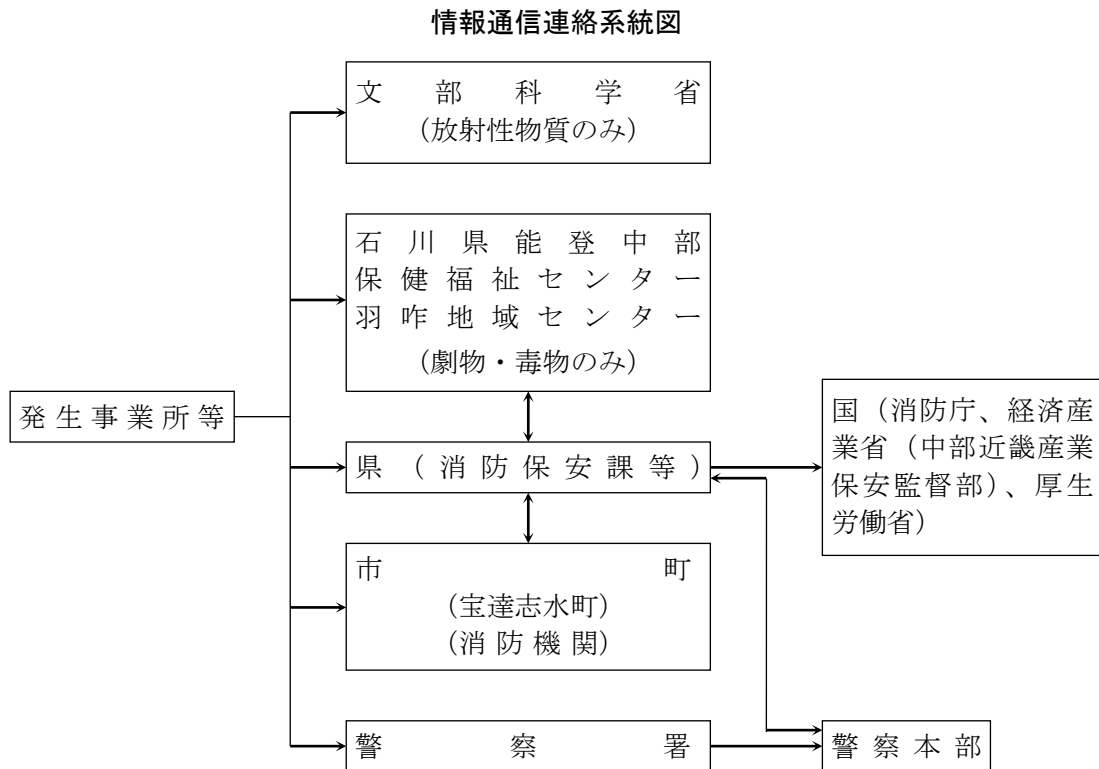
町の区域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

**1 情報通信の実施**

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

**2 災害広報の実施**

町は、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 町の応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 町の応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

**3 応急活動体制の確立**

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同本部等を設置し、災害応急対策を行う。

**4 避難措置**

町は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2編第2章第10節「避難誘導等」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

**5 救助・救急活動**

危険物等災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第14節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

**6 医療救護活動**

危険物等災害時における医療救護活動については、第2編第2章第12節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

**7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等**

第2編第2章第14節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬等を実施する。

**8 交通規制の実施**

危険物等災害時における交通規制については、第2編第2章第17節「交通確保対策」の定め

るところにより実施する。

#### 9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

#### 10 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

## 第6章 林野火災対策計画

### 第1節 災害予防対策

環境安全課

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、町は、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

#### 1 啓発・広報活動

##### (1) 一般入山者対策

町は、登山、ハイキング、山菜採り、釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。

ウ 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

##### (2) 火災予防対策

町は、たき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

#### 2 消火資機材等の整備

(1) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材の配備に努め、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(2) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。（資料10-1参照）

#### 3 林野火災消防計画の策定

町長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定に当たっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

##### (1) 特別警戒実施計画

ア 特別警戒区域

イ 特別警戒時期

ウ 特別警戒実施要領

##### (2) 消防計画

ア 消防分担区域

イ 出動計画

ウ 防御鎮圧要領

- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

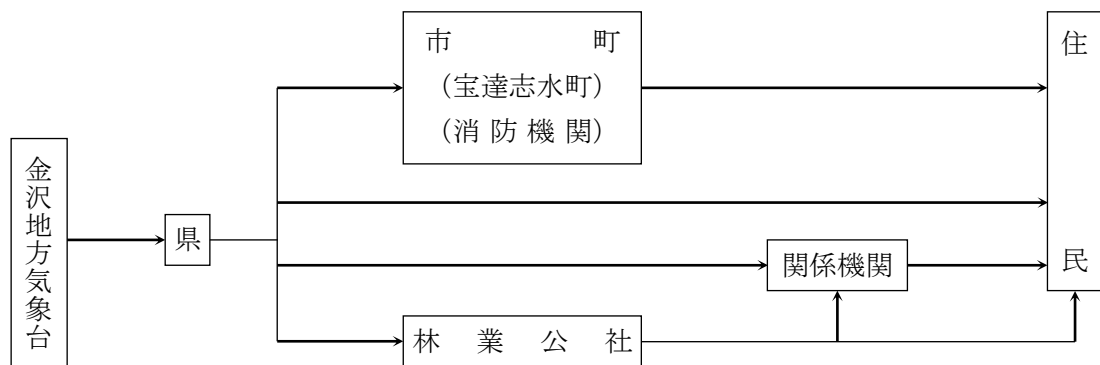
4 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、町は、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。通報基準は、第2編第2章第3節「気象予警報等の伝達」のとおりである。

(2) 伝達系統



町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生危険性があると認めるときは、火災警報を発令するとともに住民に周知徹底を図る。

**第2節 災害応急対策**

全 課

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

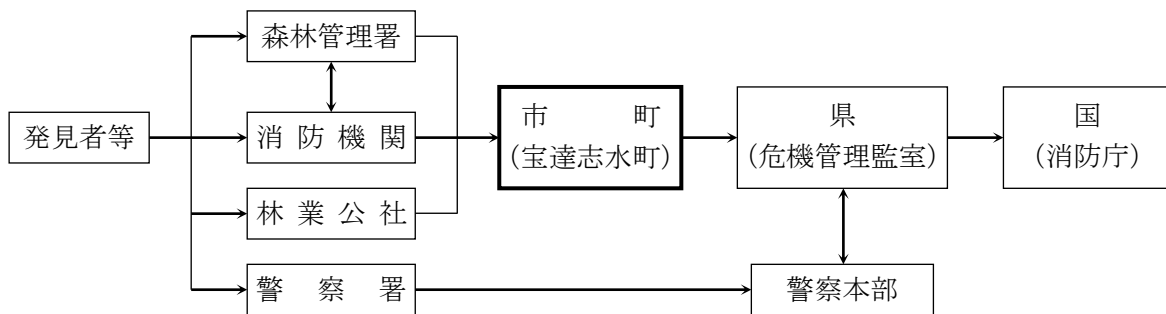
このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

**1 情報通信の実施**

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

**2 災害広報の実施**

被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第7節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項



(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

**3 応急活動体制の確立**

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

**4 避難措置**

町は、人命の安全を確保するため、第2編第2章第10節「避難誘導等」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

**5 交通規制の実施**

町は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通確保対策」の定めるところにより、警察等関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

**6 自衛隊派遣要請**

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

**7 広域応援要請**

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

## 第7章 雪害対策計画

### 第1節 災害予防対策

環境安全課 地域整備課 農林水産課

降雪によって住民生活が著しく阻害されることを防止するため、冬期の降積雪、地吹雪等からの交通・通信の確保と、これらによる雪害を予防するため必要な事業の施行、施設の整備その他予防対策を実施し、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する。

#### 1 雪崩危険箇所の把握及び周知

町は、国、県等の調査結果及び現地の定期的な調査点検、聞き取り調査等により町域の雪崩危険箇所（資料12－8参照）を把握するとともに、学校や社会福祉施設、多数の住民が集まる施設等については特に留意して、地域住民への周知徹底を図る。

#### 2 雪崩防止対策

町は、山腹面に発生する雪崩による交通の途絶、道路の決壊、家屋の倒壊等を未然に防止するため、国、県と連絡を密にし、雪崩防止林の造成、雪崩予防柵等施設の整備等を推進する。

#### 3 道路交通の確保

町及び国、県は冬期間における道路交通網の確保を図るため、相互連絡を密にして除排雪を実施し、道路交通網の確保とともに除雪資機材の整備等除雪体制の強化に努める。

#### 4 建物の雪害防止

町は、建物の雪害防止のため、住宅や多人数を収容する建築物の維持補修及び新築等の促進に向けて対策を行う。

#### 5 農作物、農産施設の被害予防対策

町及び関係団体は、気象情報等連絡を密にし、雪害による農作物、農産施設等の被害の防止・軽減を図る。

#### 6 雪害時要配慮者対策

町は、寝たきりや独り暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくりを行う。

## 第2節 災害応急対策

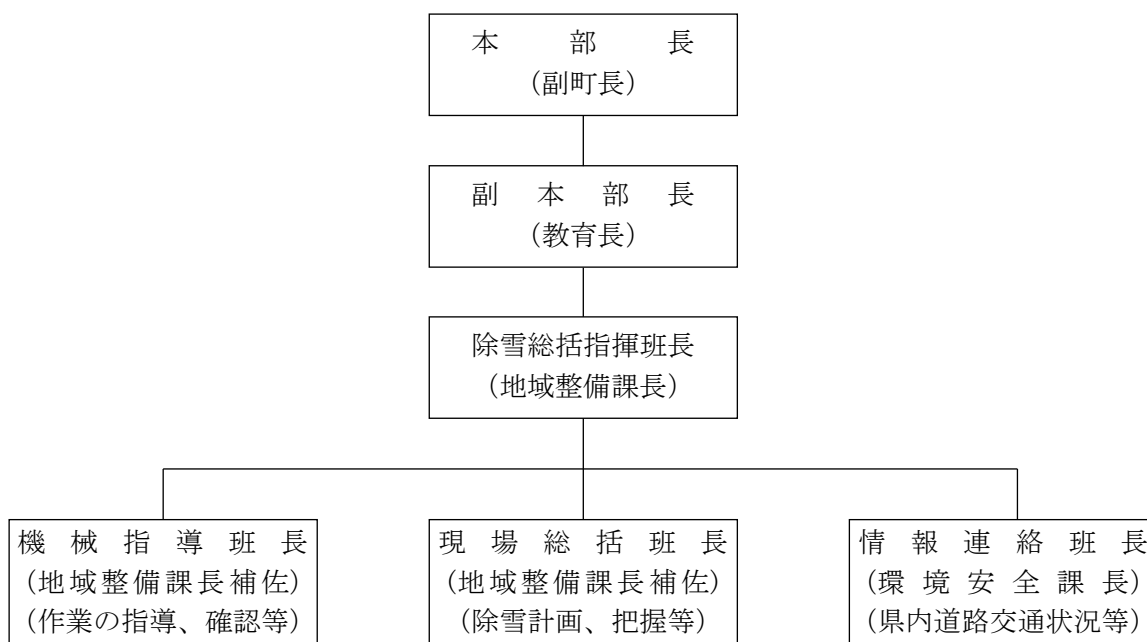
環境安全課 総務課 地域整備課  
 学校教育課 健康福祉課 社会福祉協議会

近年、年間の降雪量は少ないが、短時間での降雪量が多いため、雪害も増える傾向にあり、町内の交通の確保を図ること等の対策を講ずることにより、産業経済の振興と生活の安定を図る。

### 1 除雪対策本部の設置等

- (1) 計画的かつ効率的な除排雪業務を統括するため、宝達志水町除雪対策本部を設置するものとする。(12月1日から翌年3月31日までとする。ただし、この期間外に降雪があった場合はこれを準用する。)
- (2) 除雪対策本部の事務局は地域整備課におき、円滑かつ適切な運営を図るため班を設け、その編成及び業務分担は次のとおりとする。

宝達志水町除雪対策本部組織図



- (3) 積雪量が80cm以上になったとき、又はこれを予想する気象状況で町長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。この場合、災害対策本部は除雪対策本部を統括する。

### 2 除排雪体制

除排雪、降積雪量等の状況を判断し、次の区分により除排雪体制をとる。

また、町は担当者による巡回の強化を図り、特に高齢者等の要配慮者の被害防止に努める。

種類	基準	内容
平常体制	(1) 気象情報等により24時間の積雪量が10cmに達すると予想されるとき、及び達したとき。	除雪、警戒要員の待機 除雪出動の連絡

	(2) 除雪総括指揮班長が必要と判断したとき。	早朝より除雪開始
注意体制	(1) 24時間の積雪量が10cmを大幅に超え、積雪が50cm以下のとき。 (2) 大雪警報が発令されたとき。	幹線道路の除雪の強化 情報連絡の強化 排雪機械の準備と要員の確保
警戒体制	(1) 降雪が続き積雪が50cmを超え、道路交通に混乱が発生し始めたとき。 (2) 除雪総括指揮班長が除雪業務を強化する必要があると判断したとき。	除雪作業の強化 排雪作業の開始 緊急体制の準備 屋根の雪降ろし準備
緊急体制 (災害対策本部の設置)	降雪が続き、積雪が80cmを超え、降雪状況等を勘案し緊急事態に陥ると判断したとき。	幹線道路を主体に除雪 情報連絡の最強化 排雪作業の強化 屋根の雪降ろし一斉実施

(宝達志水町除雪計画より)

※降積雪量の計測値は宝達志水町地域整備課で測定した値を用いる。

### 3 除排雪路線

町管理の主要幹線道路（バス路線、集落連絡道路、通勤・通学道路）を主体とする。

ただし、人家連担地区路線についても、通勤・通学・物資輸送・災害防止等住民生活の安全上必要な場合、状況に応じて適切なる方法を検討し除排雪する。

### 4 除排雪の実施要領

#### (1) 平常、注意体制の場合（降積雪50cm以下）

除雪の実施は、各路線の日交通量、その他道路交通の安全確保の必要性に応じて実施し、除雪区分は次のとおりとする。

第1種…2車線幅員を原則とし、常時交通を確保するものとする。（幹線道路）

第2種…1車線幅員で待避所を設けて、常時交通を確保するものとする。

#### (2) 警戒、緊急体制の場合（降積雪50cmを超える）

気象条件を十分検討し、適時・適切なる除排雪作業を実施する。また、各現場班の除排雪状況により、さらに効果的な機械を補充し、早期の交通確保に努める。

#### (3) 除排雪方法

ア 除排雪計画路線の車道部については、民間業者に委託して行い機械作業が不可能な箇所は地元協力により行う。

イ 町、県管理の歩道部は、町所有の歩道除雪機で行う。機械作業が不可能な箇所は車道部同様、地元協力による人力作業とする。

ウ 降雪が続き、屋根の雪降ろしが必要となった場合は、事前に関係機関と協議を行い、沿道住民に対して雪降ろしを一斉に行うよう協力要請し、完了後速やかに排雪等を実施する。その際は、安全のために作業中は命綱を使用するよう呼びかける。

エ 積雪量が多く排雪運搬を必要とする場合は、地元住民の協力を得て機械と人力の併用により排雪運搬を行う。

オ 雪捨場所の指定

(ア) 市街地の雪捨場所は、①子浦川左岸（町道子浦大川町1号線）、②町民センター「アステラス」（西側駐車場）、③今浜海岸の3か所とする。

(イ) その他の雪捨場所は、各区ごとに適切な場所を指定する。

カ その他、除雪に必要な事項については、関係機関と協議の上適切なる除雪を実施する。

5 関係機関との協議協力体制の確保

作業実施に関し、関係機関と次のとおり協議協力するものとする。

(1) 国、県との協議協力

作業全般にわたって十分協議を行い、気象及び道路状況等情報を互いに連絡して国・県・町各道路の除排雪に万全を期す。

(2) 警察との協議協力

除排雪全般にわたって十分協議を行い、実施に当たっては緊密な連絡をとり、路上放置物件の取締り、機械の運行に対する交通整理、道路状況の連絡等の協力を求める。

(3) 区民及び住民との協力

作業実施については、区と事前に十分協議し効果ある除雪を行う。また、屋根の雪降ろし、排雪運搬等については、区及び住民の協力を求め実施する。

(4) 搬送体制の整備及び救急医療品の備蓄

医療施設より著しく離れた集落等における急患発生に備えて、その搬送体制を整備するとともに、当該集落等に救急医療品を備蓄するよう指導する。

なお、ヘリコプターによる搬送のためのヘリポート適地は資料10-1のとおりである。

6 除排雪機械の確保及び活用

(1) 除排雪機械は、原則として委託業者所有の建設機械（資料4-2②参照）によるものとし、除排雪に必要な機械を確保する。

(2) 民間機械の借上については、各所有者と借上契約し、借上した機械を町の除排雪計画に基づき最大限に活用する。

(3) 借上機械の活用については、民間業者に委託する。

7 適期の雪割りの実施

道路輸送の全面確保のため、降雪期明けに行う主要路線の雪割りは、管内関係機関及び区等の協力を得て、適期にこれを行い、かつ、隣接市町と協議してその期日の斉一を図る。

8 ごみ、し尿処理対策

降積雪期間におけるごみ、し尿の収集等は、次の措置により計画的に処理するとともに、一般に周知してその協力を求める。

(1) ごみの収集及び処分

豪雪等により、収集が不能な場合は一時家庭でごみを蓄え得るよう、ビニール袋等の準備を依頼する。

また、収集者の入りにくいごみ収積場は一時、幹線道路沿いに移設するなど住民の協力を依頼する。

(2) し尿の汲み取り処分

降積雪時の汲み取りを低減するため、できるかぎり早い時期に汲み取りをするよう住民に協力を依頼する。

**9 雪崩事故の防止**

(1) 雪崩危険箇所の警戒

予想される雪崩危険箇所について適時査察を励行し、雪崩の早期発見に努め、事故の防止を図る。

町長は気象予警報（雪崩注意報等）を住民に周知徹底するほか、状況により県知事に消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請し、空中偵察を実施する。

(2) 標識の設置

関係機関と連絡をとり、危険箇所の標示をして、交通の抑制を実施する等地域住民に注意を喚起する。

(3) 避難

あらかじめ避難所を指定し、状況により緊急避難を指示する。

**10 教育の確保**

児童生徒の安全を確保しながら授業の完全実施を図るため次の措置を講ずる。

(1) 通学道路の確保

通学道路を確保するため、除排雪計画を講ずるとともに登下校は集団的にこれを行わせ、必要によって保護者等がこれを誘導する。

(2) 予備知識の指導

児童、生徒に対して危険防止の予備知識を与えるとともに、危険な場所で遊ばないように指導する。

**11 要配慮者の生活の確保**

町は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害者等要配慮者の生活を確保するための屋根の雪下ろしや住宅出入口の確保、安否確認等を実施する。